

第2回 部活動の在り方検討会議（概要）

- 1 日 時 平成30年12月5日（水） 午前10時から同12時
- 2 場 所 ルビノ京都堀川朱雀の間
- 3 出席者 検討委員8名（欠席者：川村委員）
事務局（細野指導部長、村上保健体育課長他6名）
- 4 概 要

■ 指導部長挨拶

府教委では、平成30年4月に京都府独自の「京都府部活動指導指針」を策定するとともに、本指針の実効性を高めるため、指針の周知と取組のフォローアップを目的に今年度は、「部活動の在り方検討会議」を設置し、本日はその2回目の検討会議となる。

まずは「京都府部活動指導指針」の追記内容について、文化庁から11月1日に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の素案が提案されたことを受け、本府の「京都府部活動指導指針」に文化部活動の内容をどう盛り込んでいくのか、また、スポーツ庁からより詳細な記載が求められ、前回から継続審議になっている熱中症事故防止に関しての追記内容をどのようにするのか、御協議いただきたい。

次に、大会等の精選を主な目的とし、関係団体に向け発出する「部活動の適正化に向けた提言」について、この検討会議から提言を発出するに当たり、その骨子について御協議いただきたい。

最後に「運動部活指導ハンドブック」の改訂について、前回の検討会議以降、特に馬淵委員から多くの御意見を頂戴しているが内容があまりにも膨大なため、まずは改訂後の項目について確認させていただき、その後馬淵委員からいただいている改訂内容の詳細についても検討したい。ただし、時間の都合上、本日は特に重要な部分のみ確認させていただき、今後事務局で改訂作業を進め、次回検討会議で最終案を提案したいと考えている。

このように非常に多くの事項について協議いただくが、忌憚のない御意見をいただきたい。

■ 報告事項 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（素案）」について（柏木総括指導主事兼副課長）〔○：委員、●：事務局〕

資料1

平成30年11月1日、文化庁の第3回検討会議で文化部活動のガイドライン（素案）として示されたもので運動部活動のガイドラインとの比較で示している。

- P8 「バーンアウト」という表現は運動部そのままなので文化部に合う表現にした方がよいと感じた。
- 個別の表現についてどのように修正されるかは不明だが、素案なので文化庁も今後の会議を経て表現方法を変更するのではないか、と思われる。

■ 協議事項（主な意見・質問） [○：委員、●：事務局]

1 京都府活動指導指針の追記について

- ・ 熱中症事故防止等における安全管理について

資料2

策定当初は P4の網掛け1行目下線部分のみの表記であったがスポーツ庁からの依頼を受け、内容の追加を行った。なお、追加の内容については、第1回の検討会議で資料として提示した平成30年7月20日付けスポーツ庁次長から発出された依頼文「運動部活動中における熱中症事故の防止について」の本文を参考に表記した。

- より具体的になってきた。夏の猛暑については、学校現場の対応を見聞きしていて、登下校時の対応という視点も必要と感じる。登下校が炎天下になるので、この指針とは別でも HP 等に水筒を持参することや水筒が温まりすぎない工夫などの対応例を掲載できればよいのでは。
- 塩分の補給について記載されているが直接塩をなめることが逆効果になることもあるため、ここでの表記はそのままでもよいが水筒と同様に塩分の適切なとり方を HP 等に掲載できればよい。
- 大会等において涼しい、風通しのよい場所を設ける、という表現があればよい。
- 近年は熱中症予防のため、塩あめを配ることもあるが学校現場では普段、あめやガムの持ち込みは禁止である。認識を変える必要がある。
- 陰を作るにはテントが必要だがガイドラインに盛り込むことで学校でもそろえやすくなるのではないか。
- 運動部に特化したことはハンドブックに入れていきたい。
- 屋外の活動と記載されているが屋内でも気をつける必要がある。
- 屋外に限定しない表現で示すよう、事務局で再修正させていただきたい。

- ・ スキルアップコーチ（部活動指導員）の資格条件について

資料2

策定当初は、部活動指導員の資格条件について、顧問教員と同様に単独で引率を行うことや部活動運営に関する業務をしながら生徒の指導に当たることから、学校経営への理解、また、コンプライアンス重視の観点から教員免許を有することを絶対条件にしていたが学校現場から「長年外部指導者として生徒の部活動に当たってこられた方が教員免許を持っていない」また、「北部の学校では人材の確保が困難である」という声が寄せられている。その上、特に資格条件を設けていない府県も多くあり、より積極的な外部人材の活用を目指し、一部条件の緩和をしていきたい、絶対条件としていた教員免許保有者を「望ましい」という表現に変更したいという改定案である。

- 教員免許保有が大原則かもしれないが、体育協会の指導者資格等もあるのでそういったものを包括して「教員免許等を有している」という形で幅を持たせた方がよい。
- 教員免許保有者という条件はやはり厳しいので幅を持たせていただくのはありがたい。
- 教員免許は更新制の問題がある。
- 教員免許については保有者の年齢にもよるが65歳まで有効で65歳以降は失効して

しまうため、そういった方に部活動指導員をお願いできない。文言等は事務局で精査するので条件緩和に御理解いただきたい。

- 条件を緩和していただくことはありがたいが外部指導者との違いをわかりやすくする必要がある。
- 部活動指導員と外部指導者はそもそも制度が大きく異なっており、部活動指導員は市町の任用であるが外部指導者は府で謝金を払っている。また、部活動指導員は単独で大会引率ができるが外部指導者はできない。

・ 文化系部活動に関する内容の追記について

資料2

文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（素案）」では、運動部活動のガイドラインの「運動部」を「文化部」に置き換えたような素案であること、休養日や部活動の設定が同じであること、学校設置者である府や市町教育委員会や私学の学校法人に課された課題が同じであること、そして何よりも京都府部活動指導指針が策定当初から文化部も対象として文言整理していたことから、文化庁の素案段階では、文化部に特化した文言の追加は不要だと考えている。

今後、文化庁から示される案や完成版で大幅な変更がなければ、京都府部活動指導指針の一部改訂をもって、運動部、文化部を含めた指針としていきたいと考えている。

- 文化部も休養が必要だがスキルが落ちることや楽器の弾きすぎによる障害や歌い過ぎでのどを痛めること等文化部特有の具体的な例が挙げられないのかとうことが気になる。
- パソコンを使うクラブでは目の疲労等が考えられる。身体的影響は運動部よりエネルギー消費の観点からも影響は少ないが精神的集中度や狭いところにずっといることから生活リズムに影響が出ることも考えられる。
- 地域連携は地域からありがたがられており、モチベーションにもつながる。P6の(3)を文化部に合うようにする必要があるのではないか。
- 文化部の資料ではパートナーという文言を使っているが、最近 JOC 等が使うアントラージュという文言がある。アントラージュは周囲を取り巻く環境全体をさす。パートナーは1対1、アントラージュは全体というイメージ。
また、「〇〇ファースト」という言葉があるが、「センタード」という考え方もある。
- 練習時間の説明について運動部は記載されているが文化部はないのでは。
- 文化庁の素案では授業時数の半分と記載されている。
- 数字を考えるときりが無い。家でする楽器の練習などの学校外業務が積算に含まれているか等よくわからない。
- 文化庁の素案が未確定であるので事務局で検討して第3回目の会議で事務局案をお示ししたい。
- 次第にはないが指針の改訂に伴い、補足説明が3点ある。
1点目、表紙裏の「はじめに」について網掛け部分に平成30年3月に告示された高校の新学習指導要領の文言を追加したこと。
2点目、P7の委員様の名簿について、現在の在り方検討会議の委員様を追加させていただくこと。

3点目、委員様の名簿下に一部改訂ということで改訂年月日を追加したこと。作りかえではなくて改訂なので一部改訂としている。

- 一部改訂であるならば、最初に作成した年月日も入れておいた方がよいのではないか。
- 表紙の「平成30年4月」は削除して最終頁に作成年月日を入れることとする。

2 「京都府における部活動の適正化」提言（案）（骨子）について

資料3

この提言は、大会や発表会の精選に向け、この在り方検討会議から中体連や高体連、高文連等の組織に対して提言という形で色々改革を依頼していきたいと考えている。

本日はその骨子案を示させていただいた。

大きく分けて3点ある。

1点目は大会の精選で肥大化した実態を把握いただき、廃止できないものは日程の短縮を、上位大会につながらないものは廃止できないか、また複数大会を統合できないか等要望していきたい。

2点目は大会発表会の運営に関することで部活動顧問が大会において引率、監督、役員、審判等一人で何役も兼ねることが多くあるため、運営役員や審判だけでもボランティアスタッフを増員し、拘束時間を少しでも減らせないかということである。また、大会前後の会議もメールを活用するなどして減らせないかを検討いただきたいという要望である。

3点目は少子化に伴う対応や生徒のニーズに応じた対応の依頼である。少子化が一層進む中で長期的に部活動を一定規模、地域単位へ移行すべきと運動部、文化部の両方のガイドラインでも謳われており、学校部活動のチームも地域 SC のチームも出場できるような大会が創設できないかを検討いただきたい。

- 全体像の把握は必要だが、高体連、中体連、個々に依頼するのは難しい。高体連、中体連、NFの協議が必要。全体像を把握してそれをどう調整してほしいと依頼するのか。
- 参加者が出場する試合を選べるようにしてほしい。強い個人、チームしか参加できないようになってはさびしい。
- 会議の縮減に関してはメール会議・インターネット会議等でかなりできる。
- 日程の短縮を言われているが、猛暑酷暑への対応については、試合時間の短縮よりも開始時間を早め、試合期間を延ばす等の工夫の仕方もあり、考え方の整理が課題である。地域や関係団体との連携をどうするのか。
- 1点目と2点目に関しては働き方改革の観点からということがわかるが3点目に関しては違和感を感じる。
- どの視点から見たら適正な部活動なのか。生徒、保護者なのか、働き方改革なのか、競技力向上なのか。部活動が悪者のように言われているが部活動によって学校が正常化した面があるし、子ども達は頑張っている。学校の部活の時間を減らしても地域のクラブに行ったら活動時間もオーバーし、お金もかかり学校の部活であればどんな生徒もできていたのに、活動できる生徒、できない生徒に格差もできる。部活動の適正化とは何を目指しているのか。

- 保護者の立場から言うと子ども達にかえらない働き方改革については推奨できない。部活動が減った時間をどのように使っていくのかが伝わってこない。子ども達は帰ってゲームをしている。自主的な勉強時間や社会勉強の時間を増やせるのか。提言は部活動指針を総括したものになるのか。
- 3点目に関してはガイドラインや指針に示されていることが見えにくい。
- 3点目については全国高体連等の上部団体が変わっていくことが必要で地方の高体連や中体連から上部団体に進言いただきたい。書きぶりについては検討が必要であると思う。
- 大会を選ぶのは生徒、先生かもしれないが試合全体のボリューム減案としては複数大会の試合日程を重ね、どちらに出場するかを選ぶようにするという工夫もある。
- いただいた御意見をもとに事務局でまとめたい。

3 運動部活動指導ハンドブックの改訂について

資料4 資料5

まずは方向性から確認させていただきたい。大前提は改訂であることから、大きな流れである「基本編」「指導編」「管理編」という流れは変えず、次の方向性に沿って改訂を進めていきたい。

- 1 指針の内容を反映させていく。
 - 2 理論や情報を最新のものに更新
 - 3 短時間の活動時間でも競技力の低下を招かないよう、効率的・効果的なトレーニング方法について追加していく。
 - 4 適切な指導の在り方について、体罰だけでなく、各種ハラスメントについても詳細に表記していく。
 - 5 質・量ともに配慮する。
- 広い範囲が扱われている。ジュニアアスリートの栄養相談についての記載やメンタルチェックのチェックリストがあればよいのでは。
 - 全てに御意見をいただくことは難しい。心肺蘇生法などは平成25年当時と変わっており、最新の情報を掲載していくこと等を含め、馬淵委員を中心に事務局で詰めていきたい。

■ 今後の予定（事務局）

- 2月の文化部活動ガイドライン策定を受け、2月中下旬あるいは3月上旬に第3回検討会議を開催し、指針の改訂、学校体育団体への提言、ハンドブックの改訂作業を進めて行きたい。その後、関係団体等との最終調整を経て来年度のできるだけ早い段階で3つのミッションを完了させたいと考えている。

■ 事務局挨拶

貴重な御意見をいただいた。

文化庁の文化部活動指針は現在未定稿であるが、今後国の動きを注視しながら案を詰めていき、最終案については次回、御意見をいただきたい。引き続きよろしくお願ひしたい。